

障発0329第17号  
平成25年3月29日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「相談支援従事者研修事業の実施について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙1のとおり改正する。
- 2 「発達障害者支援開発事業の実施について」（平成19年6月29日障発第0629003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙2のとおり改正する。